

地域環境保全タイプの留意事項について（案）

このことについて、佐賀森林山村対策地域協議会で下記のように定めたので事業の実施に当たっては留意すること。

1 地域環境保全タイプの竹林整備について

竹林整備の国の交付金は、原則 1 年目は竹林整備 28.5 万円とし、2 年目以降は里山林保全又は、森林資源利用タイプ 12 万円で対応するものとする。

また、タケノコ生産のための竹林整備と侵入竹の除去では整備の方法が相違するので標準的な作業例を示すと以下のとおり。

(1) タケノコ生産のための竹林整備方法

- ① 1 年目：概ね 2000 本/h a になるように抜き切り
- ② 2 年目：2000 本/h a のうち古い親竹 1/5 程度を伐採し、その分タケノコを残し親竹とする
- ③ 3 年目：2 年目と同じ繰り返し、以降この繰り返し

(2) 侵入竹の除去方法

- ① 1 年目：全部伐採
 - ② 2 年目：タケノコ時に鎌などで伐採、または若竹時に伐採（養分を地下茎にためない）
 - ③ 3 年目：2 年目と同じ（地下茎に養分をためないようにする）
- * 除草剤などを散布することもある

2 雑草木の除去、刈払いについて

人工林（スギ、ヒノキ）と雑木林（広葉樹林）では雑草木の除去は相違

(1) 人工林での雑草木の除去、刈払い

原則として、概ね 10 年生以上のスギ・ヒノキ林での雑草木の除去は、同一箇所では 1 年目のみ除伐として交付金を交付し、2 年目以降は認めないものとする。（この場合の雑草木の除去は、2 年目に間伐を実施する場合の安全確保のための作業と位置付ける）

このため、2 年目は間伐を行うことで、同一箇所では 2 年間の作業を認めるものとする。

また、人工林内にサカキなど花卉類等を植栽した場合、下草刈りとして 2 年間は、実施できるものとする。（この場合、タイプは里山林保全タイプとし実施すること。植栽 1 年目、下草刈り 2～3 年目）

標準的な作業の事例を示すと以下のとおり。

- ① 人工林（植栽後 5 年以内）：下草刈りは必要
- ② 人工林（植栽後 6 年以上）：成長によっては下草刈りが必要
- ③ 人工林（10 年生以上）：原則、下草刈りは不要、つるきり、除伐など
- ④ 人工林（20 年生以上）：間伐など

(2) 広葉樹林での雑草木の除去、刈払い

①クヌギやケヤキなど植栽した広葉樹林は上記の人工林と同じ

②天然性の広葉樹林（シイ、カシ林）の整備は、整備の目的を明確（下層植栽がないなど荒廃しており多面的な機能を発揮させるために抜き切り等を行うなど）にしたうえで、原則1年目のみ認めるものとする。